

西魏行台考

前 島 佳 孝

緒 言

行台は魏晉から五胡北朝を経て隋、唐初に至るまでの諸政権において、管轄地域内における尚書省の権限を委ねられ、領域統治に大きな役割を果たした機構とされる。中でも行台制度が最も発展した北朝時期に関しては充実した先行研究があり、古賀「一九七四」「一九七七」「一九七九」と蔡「一九七七」の包括的な論稿によつて制度の起源と変容、人員の構成、機能・権限などの大要が明らかにされ、また嚴「一九九〇」⁽¹⁾、牟「一九九〇」⁽²⁾によつて、北魏末から東魏・北齊にかけて、行台が広域地方行政機構として多数常設されるようになつた状況が明らかにされている。牟「一九九〇」が示した行台が東魏・北齊の系統では地方行政機構として常置されるにいたり、一方の西魏の系統では衰退し消滅にいたつたという理解は、行台の設置件数の多寡や、行台制度が西魏から北周へと受け継がれなかつたことから、首肯しうる点を含んではある。そして、このように理解されてきたために、西魏における行台制度の動態、西魏史の展開との具体的関連については、充分な検討がなされてこなかつた。

しかしながら、西魏政権下の行台はその存在を無視しうるほどに数が少ないわけではなく、また、その存在形態

を東魏・北齊のそれと同様のものと見做してしまって、様々な政治的・制度的な事象の理解に誤りをきたすこととなる。というのも、後述するように西魏における行台の有り様は、東魏・北齊で見られた数州を跨ぐ地方行政機構として常設化されたものとは異なり、国政に直接参与したものから管轄地域が一郡にも満たない小規模なものまでが同時に確認されるからである。とりわけ宇文泰の大行台は、西魏の政権中枢にあって、「実際上の政治はここで運営されるようになる」⁽⁴⁾ 「西魏の行政権の実質はここにあった」⁽⁵⁾ と把握されてきた存在であるが、その制度的位置付けや中央衙門との関係などに不明確な点が多く⁽⁶⁾ つた。

このように、西魏において行台が多様な形態で存在したことは、その行台の役割・位置付けに東魏・北齊のそれとは異なっていた点があつたことを意味し、その背景にあつた政治状況や地方統治策にも注意すべき点が含まれることを示唆するであろう。その一方で、これらが行台という共通の制度のもとで運用されたことに鑑み、そこに横たわる共通項と差違とを浮かび上がらせることによつて、北朝史全体での行台制度への理解に還元される点もあるだろう。また次章で述べるように、従来の行台の理解のうち、特に軍事機構である都督府との関係について、筆者としては若干の疑問を抱いている。この点についても、様々な形態を示した西魏の各事例を詳細に検討することを通じて、なにがしかの見解が得られるのではないかと期待される。

以上の問題意識のもと、本稿ではまず先行研究による制度史的成果を踏まえて、従来充分な検討がなされてこなかつた西魏の行台事例を検討し、その設置形態や地域性を確認する。ついでその過程で明らかになつた点に基づいて、北朝行台制度の理解に新たな知見を加える。これらを併せることで、改めて西魏における行台制度の全体像を

通觀し、從來の行台制度研究で欠けていた点を補い、並行して、西魏の地方統治策や対外戦略等についても適宣言及する。

一 先行研究に基づく行台制度の概要とその疑問点

本章では次章以後の検討の前提として、前掲の諸先行研究の成果に基づき、行台制度の沿革、機構、権限等の概要をまとめておく。

沿革・設置形態の諸相

そもそも行台とは、行幸や親征によつて皇帝が王都から移動する際に、これに隨行する形で臨時に置かれた小型の尚書省（台省・台閣）で、曹魏末年頃に出現した。その後、皇帝の移動に限らず、外征や外寇の擊退、反乱の討伐など大規模な軍事行動に際して当地の軍事・行政を委ねるために設けられた事例が、西晋から五胡政権に散見する。北魏時代には、地方に巡察官を派遣して人事や賑恤を行わしめる際に設けられた事例も見られる。設置事例が大きく増加するのは北魏末年のことで、各地方に一般的に置かれていた都督某州諸軍事よりも一段高い權能を有する、軍民両方を統べる地方最高の軍政機構となつていた。管轄内の權限が大きいだけに、行台が管轄した地域単位での軍閥化を助長する傾向も見られた。東魏・北齊では数州を束ねる地方軍政・行政機構として広く常置された。

機構・人員の構成

本来、州郡では取り扱わずに政権における最高行政機構である中央の尚書省に附託すべき、より高次の行政事務を現地で適宜執行させることを目的として設置されたことから、その機構は尚書省を縮小した形が採られた。官員名称も尚書省のそれと同一で、長官は規模に応じて上は錄尚書事から下は尚書左丞までが確認される。史料上で「行台」の前後に（兼）僕射や（兼）尚書令などと表記された場合、これは行台での役職である。「爲行臺（行台と為す）」と表記されて、「行台」の語に「行台の長官」の意味を含ませている事例も数多あり、本稿もその慣例を踏襲するが、厳密には行台とは職名ではない。また、「大」が付くか否か、長官として錄尚書事・令・僕射・丞のいずれが置かれるかは、長官就任者のそれまでの官位や管轄地域の大小によって決定された。

権限

具体的には、守宰の黜陟、軍の節度・監察、軍人の考課、徵兵、催軍、賑恤・慰撫が確認されている。⁽⁷⁾ただし、これらの権限がまんべんなく行使されていたわけではなく、管轄地域の大小、当地の政治状況、特に戦争状態であるか否かによつて大きな差があつた。行台が軍事出動にともなつて設置されるケースが多いことから、軍事指揮権を重要視する向きもあるが、古賀「一九七九」が指摘するように、行台として重視すべきは守宰の黜陟をはじめとした人事権であり、都督某州諸軍事などとの大きな差はここにある。管内の守令以下に対しても既決権（先決後聞権）を、州鎮重職に対しては表聞権を有した。

現在の研究段階では、行台は以上のように理解されており、多くの点で首肯されるのはあるが、沿革の項目の「都督某州諸軍事よりも一段高い権能を有する、軍民両方を統べる地方最高の軍政機構となつていた」という点について若干の疑問がある。一つは行台と都督⁽⁹⁾の関係についてで、先行諸研究では「權力上兼有刺史及都督二者之長」、「行台高於都督的職官地位」⁽¹¹⁾とあるように、行台を都督府の上位機構と見做しているのだが、行台とは行尚書省、すなわち行政機構であり、都督府はいうまでもなく軍事に由来する機構である。この両者を単純に上下関係で把握して良いのであろうか。これと関連して、従来の研究では、行台・都督兼務者がある命令を発したとき、おしなべてそれが行台の権限に基づくものと見做しているようにも見受けられる。しかしながら、北魏末以降の事例の多くは行台と都督の両方を兼ねている。⁽¹²⁾ということは、行台長官を押することで都督の権限全体がカバーされるわけではない。ここから両者は単純な上下関係ではなく、それぞれに権限があると考えられる。すると必然的に、権限の項目については見直しの要が生じる。

また、「軍政機構」という表現についても違和感がある。「軍政」という語は、ごく漠然と軍事と政治を並称する場合にも用いられるが、それでは「機構」という語に冠して用いることはできない。用語としては、軍令と対置される軍事行政の略語か、軍部が行政権・行政機構を掌握している所謂軍事政権の略語として用いられる。しかしながら、古賀「一九七九」や牟「一九九〇」等に頻出する「軍政」の語はそのいずれであるのかが不明瞭である。行台は管轄地域が限定されるとはいえ、軍事のみならず行政全般に関わる尚書省があるので前者ではありえない。後

者だとしても、軍事的色彩が強く、個人が文武の官位を兼任することがあたりまえの分裂時期の政権にあって、尚書省・行台のみを殊更に軍政機構と規定する合理性も認められない。やはり用語として相応しくない。以下本稿では「軍政」は前者、すなわち「軍事行政」の意味でのみ用いる。前近代においては、必ずしも軍令と軍政とが峻別され、それぞれを司る機構が別個に立てられていたわけではなかろうが、分析の視角としては有効であろう。これらの疑問点・異議があることも踏まえた上で、次章では西魏の行台を個別に検討していくこととする。

二 事例の検出と分類

蔡「一九七七」は、行台の設置事例を北朝を通じてまとめた大部な表が附された労作である。しかしながら事例の抽出に不備が散見し、個々の事例の把握にも、例えば東魏の事例が西魏のものとされていたり、宇文泰の大行台の属僚が別の行台の長官とされているなど、問題点が少なくない。西魏に関しては大統元年（五三五）以降で事例をとり、行台は一九例、大行台は宇文泰のそれ一例のみを挙げる。

一方、設置形態に基づく行台の分類という視点からは、古賀「一九七四」が北朝を通じての表を作成されてはいるが、年ごとの件数が示されるのみで、個々の事例がいかなる分類に含まれるかは明らかではない。⁽¹³⁾ なお古賀「一九七四」所掲「北朝行台設置状況と設置理由」表では、西魏については永熙三年（五三四）八月を起点として二四例を検出し、また古賀「一九七九」所掲「行台長官の尚書官及び兼任職官」表では二六例と増加している。史料の再検索の成果と思われるが、個々の史料・事例として挙げていなかっため、何によつて増加したのかは明らかでない。

そこで本章では、西魏における行台設置事例を筆者の把握によつて改めて分類し、個々の分類ごとに検討する。

検出範囲は、永熙三年（五三四）八月に孝武帝が西遷入関して宇文泰の奉迎を受けた時を起点とし、以後、長安に存立した西魏政権によつて新たに設置されたもの、既存の行台のうち西魏政権の控制下に入つていたもの、西魏政権によつて人員の異動などで更新・再編されたものを検出し、二五例を得た。これらを分類する項目は、

1 出鎮：西魏の統治下にある地域に設置された事例

2 出征：周辺諸勢力への出征や国内の反乱の討伐など、統治体制が成立していない地域への軍事行動に際して設置された事例

3 在地：当該地域の豪族などの在地勢力に授与された事例

4 その他・不明

とした。在地勢力が西魏に従つてゐる場合、その地域は西魏の統治下にあるのだから、「出鎮」の範疇に含めうるが、地域と行台長官との間に公私にわたる密接な関係がながらく成立してゐる場合と、政権中央から官員が派遣される場合との状況の差違を重視して区別した。また、ある事例が一つの分類のみに完全に収まるとは限らず、例えば「出征」してその後も現地を統治し続ければ、「出鎮」の要素が濃くなる。そのような場合には、設置当初の目的を重視して分類を決定した。表1はこれらを史料に現れる年代順に並べたものである。従つて、必ずしも設置された順に並んでいるとは限らず、史料に現れた時点で既存のものであつた事例も少なくない。また行台が設置された地点を地図上にあらわしたもののが図1である。行台の設置地域と当時の政治・外交・戦争の状況とには深い関連

表1：西魏行台設置表

	姓名	名称(地域)	長官	設置(更新)時期	形態	備考	主要典拠
①	宇文泰	関西大(治長安→華州(同州))	令→錄	永熙3.8→大統3.6～廢帝2	出鎮→他	永熙3.6頃に既設。尚書僕射から昇進。属官多數	周1・2他
②	賀拔勝	南道大(三荆地方)	錄	永熙3.9	出鎮	永熙2.1頃に既設。尚書令から昇進。同月敗れ梁に奔る。属官:左丞崔謙・右丞陽休之・郎中盧柔	周14・通156・周35崔謙伝・周32盧柔伝
③	郭琰	(潼關周辺)	尚書	永熙3.10頃～	出鎮	大統3には恒農に出鎮を確認(④)	北85・通156
①	趙善	北道(臺州)		永熙3.11～大統1	出征	対靈州刺史曹泥の反乱。行軍大都督趙貴。任務遂行し帰還	周34・周16趙貴伝
②	独孤信	東南道(三荆地方)	右僕	永熙3.閏12	出征	対東魏。同月敗れ梁に奔る	周16・通156
⑧	李延孫	京南(伊川)		永熙末・大統初頃～4	在地	部下に殺され機能停止	周43
⑧	泉企	(洛州上洛郡)	右僕	大統初～3	在地	東魏に敗れ機能停止	周44
⑨	董紹	(梁州漢中)		大統1～2	出征	対梁、翌春敗走	周33趙剛伝
④	趙貴	隴西(河右)		大統1	出征	対宕昌羌の反乱。行軍大都督侯莫陳順。任務遂行し帰還	周16・周19侯莫陳順伝・周49宕昌伝
⑤	楊琚	河南(洛陽周辺)		大統初～4在任	在地		周43韓雄伝・周43魏玄伝
④	郭琰	(恒農)		～大統3初	出鎮	潼關(③)から移鎮?東魏に敗れ洛州に奔る	北85
⑩	宮景寿	(陝州)		大統3.10在任	在地	洛陽に進攻	魏12孝靜帝紀
⑥	元季海	大(洛陽方面)	左僕	大統3.10～4	出征	対東魏。翌年撤退。属官:郎中柳虯	周2文帝紀・魏12孝靜帝紀・周38柳虯伝
⑩	楊白駒	(潼關周辺)		大統3.12在任	他	蓼塢で東魏と交戦	通157
⑤	長孫子彥	(洛陽)	令	大統4.8	出鎮	間もなく撤退	北22・通158
⑥	王思政	東道(恒農→玉壁)		大統4.8～	出鎮	同月、玉壁に移鎮。属官:左丞趙肅	通158・周37趙肅伝
⑥	李虎	隴西(河州枹罕)	左僕	大統4?	出征	対河州刺史梁企定の反乱。任務遂行し帰還	冊1帝系
⑦	長孫儉	東南道(三荆地方)	僕	大統6～12	出鎮	属官:左丞元偉	周26・神道碑・周38元偉伝
⑪	宮延和	(陝州)		～大統6.5	在地	⑪の後継?東魏に降る	魏12孝靜帝紀
⑦	李述	(東魏北豫州(成臯)方面)	尚書	大統9.2	出征	東魏の高仲密を迎える。任務遂行し帰還	周25
⑦	王思政	東南道(三荆地方)	左僕	大統12～	出鎮	既設。長孫儉の後任	北62

⑤	侯景	河南大(河南六州)	令	大統13.2	他	もと東魏の河南大行台。直後に梁に降る	周2文帝紀・周18王思政伝
⑥	王思政	東道大(潁川)	左僕	大統15在任	出征	対東魏。⑦の延長	魏12孝靜帝紀
⑦	長孫儕	東南道(三荆地方)	僕	大統15~	出鎮	既設。王思政の後任	周26・神道碑
⑨	楊寬	(漢中)		大統17.10~ 廢帝1.5	出征	対梁。行軍大都督達奚武。任務遂行し帰還。 属官:左丞柳帶韋	元22鳳州・周19達奚武伝・周22柳帶伝

*表1 出典注記 周:周書、北:北史、齊:北齊書、隋:隋書(左記正史は特記以外は本伝)。通:資治通鑑。冊:冊府元龜。元:元和郡縣图志。長孫儕神道碑:『庚子山集注』卷一三。

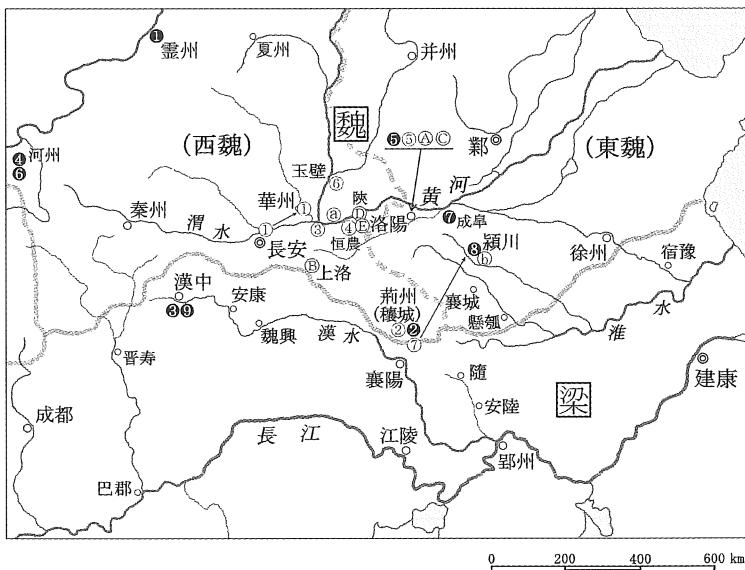


図1：西魏行台設置図

譚其驥『中国歴史地図集』第4冊（中国地図出版社）をもとに作成。

性が認められるので、適宜参照されたい（各項目の記号は表・地図に対応する）。

以下に分類毎に事例を検討する。その際、表1の出典欄に挙げた史料を瞥見するのみでは設置の状況や分類附与の判断が容易でない事例については、沿革・政治的背景・戦略的位置等に関する最低限の補足を加える。

1 出鎮の事例

東魏・北齊で常設されていった広域地方行政機構としての行台は、この分類に属することとなる。西魏での事例としては表1及び図1の①～⑦がこれに該当する。①宇文泰の関西大行台は、設置状況が複雑に変化するため後章にて述べる。

②賀拔勝の南道大行台設置について、『資治通鑑』では孝武帝の西遷入閻以前の卷一五六・中大通五年（永熙二年（五三三））正月条で触れられている。孝武帝は丞相高歡に対抗する施策の一環として、賀拔勝を都督三荆二郢南襄南雍七州諸軍事、南道大行台尚書左僕射等に任じ、南方に出鎮させた。その後、賀拔勝は梁の雍州・襄陽に進攻して一応の軍事的成果をあげ、行台長官としての地位を尚書令に昇せられていた。孝武帝が西遷すると、さらに太保・錄尚書事（これも行台長官）に昇せられた。表1に採つたのはこの錄尚書事への昇進記事で、繫年は『資治通鑑』に拠る。北魏末年に地方に設置されていた行台のうち、長安に遷った孝武帝・西魏政権の控制下にあつた、或いはこれに加わろうとする動きが確認できるのは、宇文泰の関西大行台とこの賀拔勝の南道大行台のみである。

③④郭琰の行台については、『北史』卷八五・節義・郭琰伝には、

孝武の西入するや、封を馮翊郡公に改められ、行臺尚書・潼關大都督を授かる。⁽¹⁵⁾

とあり、孝武帝西遷に際して行台尚書等を受けられたように記されるが、孝武帝西遷直後には潼關をめぐる攻防があつたので、この行台設置時期をただちに永熙三年（五三四）八月とはしない。『資治通鑑』卷一五六・中大通六年によると、九月己酉に高歛が潼關大都督毛鴻賓の守る潼關を陥とすも、十月には宇文泰が奪回、という潼關をめぐる展開が確認できる。従つて、郭琰が行台を帶びて潼關に駐屯したのは十月以後のことと考えるのが妥当であり、すなわちこの行台は当時の対東魏の最前線に設置されたのである。行台の管轄範囲は不明であるが、併せて授けられた「潼關大都督」から、潼關とその周辺のさほど広くない地域と考えて大過なかろう。その郭琰は、大統二年（五三六）末に東魏の竇泰が恒農に攻め寄せた段階で、やはり行台を帶びて今度は恒農を守備している（④）。郭琰が潼關から遷つたのか、或いはこれが前項と同じ行台で、恒農が潼關行台の管内であったのかは明らかでない。対東魏の最前線が東に移つたのにともない、郭琰も東進したと考えられようか。

⑤長孫子彥の行台は、大統三年（五三七）十月の沙苑の戦いの後、馮翊王元季海と独孤信が洛陽を回復した（出征⑤）のを承けて翌四年八月に設置された。戦況が悪化して西魏軍の各部隊が撤退を始めたところで、宇文泰は長孫子彥を洛陽に留め守らせたものの、同月中には長孫子彥も高歛の攻撃を受けて城を棄てて撤退した。⁽¹⁶⁾これらを併せて考えれば、西魏には洛陽を固守せんとする強い意志はなく、本行台もほとんど機能する間もなかつたと見てよからう。軍事的にかなり切迫した状況であり、当該地の行政を管轄することを主たる目的とする出鎮の事例とは様相を異にする点も少なからず認められる。

(6) 王思政の東道行台は、大統四年（五三八）八月、東魏軍の反攻を受けて戦況が悪化し、洛陽からの撤退を余儀なくされたさなかに恒農に設置された。洛陽の失陥により恒農が対東魏の最前線となつた。同年中に王思政は玉壁に移鎮して城を築くことになり、行台の治所も玉壁に遷つた。⁽¹⁷⁾ 恒農は洛陽方面への、玉壁は東魏軍の根拠地晋陽方面への、それぞれ交通路上にあり、東魏に対して正面から当たる地域である。その後、大統十二年に韋孝寬が後任として玉壁に入るまで、王思政が玉壁・恒農に鎮しているが、韋孝寬時期も含めて行台に関する記事が見出せないため、本行台の廃止時期については不明である。また、大統七十九年頃に趙肅が行台左丞を兼ねて慰勞したのは、本行台の管内である。⁽¹⁸⁾

(7) 長孫儕・王思政の東南道行台は、大統六年（五四〇）に長孫儕が荊州に鎮した折に設置された。⁽¹⁹⁾ 大統十二年に玉壁・恒農にいた王思政が替わるも、翌年、侯景の来降を承けて王思政が潁川に進出すると（出征③）、大統十五年に再び長孫儕が赴任した。⁽²⁰⁾ 同年に楊忠が梁に攻め込んだ際には都督荊州等諸軍事・荊州刺史を帶び、長孫儕は行台と行荊州事であったから、セットでの人事と考えられる。東に東魏・侯景の河南大行台、南に梁の重鎮、雍州襄陽が接する、三国が交錯する地域に設置された行台である。宇文泰の大行台を除いて、長期にわたつて存続したことが確認される唯一の行台でもある。⁽²¹⁾ 大統十六年秋に宇文泰が北斉に対して大軍を率いて出征した際には、長孫儕も大丞相府左長史としてこれに参加しているが、すぐに荊州に戻つて対梁戦略で重要な位置を占めており、その後この行台がいつ廃止されたのかは不明である。

以上、「出鎮」に該当する事例を見わたせば、潼関・恒農・玉壁・洛陽・荊州と対東魏の最前線に設置されたことが共通点として挙げられる。最前線の指揮官に、より広汎な裁量権を委ねることが目的であったことが容易に推測される。長期にわたって存在が確認できるのは荊州に設置された長孫儕・王思政の東南道行台（⑦）で、恒農・玉壁に設置された（東道）行台（⑥）もこれに準ずる存在であった可能性がある。⁽²²⁾ 長孫儕は軍事指揮官としてよりは行政官・外交官としての側面が強い人物である。⁽²³⁾ ここから、東魏が河南・潁川に侯景を出鎮させて前線に大軍を置き、機を見ては西魏に対して進攻を企てるという、積極的な戦略を探っていたのとは様相を異にしていることが看取される。

2 出征の事例

表1の①～⑨が該当する。この分類は史料上でも軍事行動に際して置かれたことが明記されるので、分類する際の判断はもとより、置廃の時期や状況の推定も概ね容易である。よって、個別事例への言及は表1の記述以外に補足説明が必要なものに絞ることとする。

- ⑥ 李虎の隴右行台については、『冊府元龜』卷一・帝王部・帝系・唐太祖景皇帝虎条に、
賊帥梁企定、河州に據り亂を作す有り。太祖、本官を以て尚書左僕射を兼ね、隴右行臺と爲り、兵を總べ以て之を擊つ。⁽²⁴⁾

とあるのに基づく。ただし管見の限り、これに該当する戦役は『周書』等の他史料に見出しえず、また、梁企定も

大統四年には南洮州（後の岷州・臨洮郡）刺史となつて河州から離れているなど、出征時期も含めて事実関係の確定にはなお問題が残る。⁽²⁵⁾

⑦李遠の行台は、西魏に降伏を請うてきた東魏の北豫州刺史高慎（字仲密）の身柄を確保するための軍事出動に際して置かれた。軍事出動に付随したものではあるが、当該地での戦闘や地域支配を主たる目的としていなない点で、出征の分類の中では若干異質である。

⑧王思政の東道大行台については、『魏書』卷二一・孝靜帝紀・武定七年（五四九）六月丙申条に、

潁州に克ち、寶炬の大將軍・尙書左僕射・東道大行臺・太原郡開國公王思政、潁州刺史皇甫僧顯等、及び戰士一萬餘人、男女數萬口を擒う。⁽²⁶⁾

と見える。本事例は出鎮⑦と一連のものであり、侯景の来降を承けて荊州から潁川に出征したところで名称が東南道から東道に改められたのか、或いは史料の上で「南」の字が落ちてしまつたのではないかと考えられる。王思政が潁川に入った際、侯景に授けられていた河南大行台・太傅・大將軍を回授されるのを一度は断り、都督河南諸軍事だけを受けたことを想起すると、この東道大行台の存在に疑問も湧くかもしれない。しかしながら、本伝では固辞したとある大將軍を、結局は大統十五年（五四九）までに受けていること、また東魏に敗れ、捕虜となつた王思政が鄴で生き長らえたことを考えると、『魏書』の記述の信憑性もさほど低くはないと思われる。大行台への昇格は、大將軍拜受と同時であろう。

「出征」に該当する事例では、敗戦等で機能停止を余儀なくされたもの以外でも、任務を遂行した出征軍及び行台が当地に残つて統治を続ける例は見られない。ここから出征軍はすみやかに帰還して、行台も廃止されたと考えるのが妥当である。

出征の内容としては、東魏（❷❾❷❸）・梁（❸❹）に対する外征や、統治域内の州刺史や異民族の反乱への対応（❶❻❻）があり、とくに偏りは見られない。軍の進行方向も、東（❷❾❷❸）・西（❻❻）・南（❸❹）・北（❶）の各方位が確認され、地域的な特徴も見出しがたい。また、設置時期は西魏初年から廢帝年間にまで及ぶ。また、事例❶❻❹で、行台長官と行軍指揮官（都督）にそれぞれ別人を充てられていることに注目される。行台と都督の権限の区別を示唆するであろう。

3 在地勢力への授与の事例

表1のⒶ～Ⓑがこれに該当する。

Ⓐ李延孫は洛陽のすぐ南の伊川の土豪で、父長寿の代から蛮酋や群盜を招集して勢力を広げていた。孝武帝西遷直後には、広陵王元欣や錄尚書長孫稚といった重要人物たちが李延孫を頼り、護衛されて入闋しており、このような活躍によつて、京南行台・節度河南諸軍事・廣州刺史を受けられ、「毎に伊・洛を剋清するを以て己が任と爲」^{〔29〕}した。従つて、行台の設置時期は永熙三年（五三四）後半から大統初め（五三五）頃と推定される。李延孫は大統四年にその長史楊伯蘭に殺され、子弟が行台を引き継いだ記録は見出せない。

(B) 泉企は上洛豊陽の巴夷である。代々商洛に勢力を張つて、祖父・父と本県令を世襲し、泉企もこれを襲ぎ、洛州刺史に至つた。『周書』卷四四・泉企伝には、

大統初、開府儀同三司・兼尚書右僕射を加え、爵を上洛郡公に進め、邑を増して通前千戸なり。⁽³⁰⁾

とあって、「行台」の語はないが、前後を通じて洛州にいることと、尚書右僕射に附された「兼」の語から行台が設置されたと判断される⁽³¹⁾。大統三年（五三七）に東魏の高敖曹の攻撃を受けて洛州が陥ちたことにより、行台は機能を停止した。その後、泉企の子たちは東魏によつて立てられた刺史杜窑を在地の豪右の助けを得て討ち、これを嘉した西魏政権から世襲洛州刺史を許されたが、行台については記事が見られず、改めて置かれることはなかつたようである。その理由として、荊州地域が西魏の統治下に入り、洛州地域が対東魏の前線ではなくなつたこと、泉氏が東魏に寝返る可能性が低いと判断されたことなどが考えられる。

(C) 楊琚については、史料上に河南行台という肩書とともに名が現れるのみで、素性や官歴は明らかではない。事跡としては、大統初年に洛西で挙兵した韓雄が、楊琚と協力して東魏と対抗したこと、大統三年の出征で元季海が洛陽に入った際に、楊琚が馬渚⁽³²⁾で東魏軍を防いだことが知られるのみで、具体的な行台置廃時期も不明である。ただし、『魏書』卷七四・爾朱榮伝の、

屬たま馬渚の諸楊、小船數艘有ると云い、鄉導と爲らんと求む⁽³³⁾。

という記事や、『周書』卷三四・楊勣伝の、

元顥の入洛するや、孝莊、晉陽に往き爾朱榮に就かんと欲し、勣に詔して其の宗人を率い、船を馬渚に收めし

む。⁽³⁴⁾

という記事からは、馬渚周辺で勢力を持つていた楊氏の存在が窺える。洛陽が東魏の統治下にあった状況でも、東魏に対抗する立場をとつていたことから、河南行台とはいうものの、実質的な管轄地域は洛陽という都市には及ばず、馬渚を中心としたごく狭い地域であったと考えられる。

④⑤宮景寿と宮延和は、古賀「一九七四」が指摘するように、宮氏という珍しい姓が狭い地域でまとめて登場することから、陝州刺史宮元慶も含めて陝州陝県周辺に勢力を持つていた豪族であつたと考えられる。⁽³⁵⁾

行台を授けられた在地勢力の分布は、対東魏の前線地域に集中する。授与する対象が豪族レベルであるから、それまでの官歴にもよるだろうが、その管轄地域は泉企の事例のように一州程度あれば広い方で、宮氏や楊琚の行台は一郡程度か、もしくはさらに狭かつたと考えられる。とはいえ、狭い地域でも郡守県令級の人事権が認められるので、一族を守令に就けることによつて、ちょっととした独立王国のようなものを形成しえた。守令等の地方行政長官は本貫地を回避するという人事上の原則は崩壊して久しく、特に西魏の前線地域や辺境地域でも本貫地任用が目立つていたことが夙に指摘されている⁽³⁶⁾が、行台を授けて守令の人事権まで委譲することは、この状況をさらに一步進めるものであつた。在地勢力を取り込むための手段として、やむを得ず地域の支配権を認めたのであろう。城邑単位で敵味方が混在していた河南を中心とする対東魏の最前線には、史料上確認し得ないものも含めて同様の事例が他にも見られたものと推測される⁽³⁷⁾。その中で、泉企・李延孫等の事例は成功例であり、東魏に降つた宮氏の事例

は失敗例といえるだろう。大統六年（五四〇）頃以降は、このような在地勢力への授与事例は見られない。⁽³⁹⁾河南・荊州地域における東西両政権の前線がひとまず定まつた大統四年末以降、新規には授与されなくなつていており、当該地域における西魏政権による統制が進んだと見ることもできよう。

4 その他・不明の事例

①楊白駒に關しては列伝などが存在せず、管見の限り史料は都督という肩書きであらわれる『魏書』卷一二・孝靜帝紀・天平四年十月己酉条と、『資治通鑑』卷一五七・大同三年十二月条の、⁽⁴⁰⁾

十二月、魏行臺楊白駒、東魏陽州刺史段粲と蓼塲に戰い、魏師、敗績す。⁽⁴¹⁾

の二つで、ともに西魏大統三年（五三七）のことである。『魏書』では都督、二ヶ月後の『資治通鑑』では行台と記されることから、この間に行台が設置された可能性もあるが、断定は控えたい。蓼塲は『資治通鑑』同条胡註によれば潼關の北十余里の襄山にあるという。行台が置かれた具体的な地域は詳らかではないが、おおよそ潼關とこれに隣接する地域を管轄していたと見て大過あるまい。ただし、楊白駒本人の出自・経歴や行台設置の経緯も不明であるため、分類は保留しておく。東魏に敗れて以後のこと不明である。

②東魏の功臣であった侯景は、高歡の死後、後を継いだ高澄に叛して西魏と梁の双方に降ることを請うた。西魏は侯景の東魏時代の官職・權限水準を保証する形で、太傅・大將軍・兼尚書令・河南大行台・河南諸軍事を授けた。侯景は「河南を專制すること十四年」であったとはいへ、東魏によつて当地に「出鎮」させられて来たのであるか

ら、「在地」には含めがたい。敢えて独立した項目を立てるならば、「来降」ということになろう。ほどなく侯景は梁に奔り、河南颍川地域では王思政（出征⑧）が東魏と戦うことになる。

三 宇文泰の大行台

緒言でも触れたように、宇文泰の大行台①は行台と称しながらも西魏の政権中枢に位置した機構の一つであり、その存在は他の一般行台とは一線を画している。しかしながら、行台制度全体を俯瞰する上で、これを全く別個のものとして検討対象から外すことはできない。宇文泰の大行台については、先に別稿「前島二〇〇八」で検討しているので、その成果をもとに沿革や存在形態、権限等を以下に示す。

沿革

宇文泰が長官の行台が設置されたのは、孝武帝西遷以前の永熙三年（五三四）六月頃のことである。同年二月に関西軍閥を率いていた賀拔岳が暗殺されたことによる混乱を收拾し、関西軍閥を掌握した宇文泰は、洛陽朝廷から関西大都督に任せられ、さらに兼尚書僕射・関西大行台に任じられた。⁽⁴²⁾ この段階では、前章での分類の「出鎮」に該当するが、特定地域に勢力を有している人物に当該地への専制権を附与させるために設置されたという点で、北魏末の爾朱榮の北道大行台や、東魏初の高澄の并州大行台にも類似する。⁽⁴³⁾

同年八月、洛陽を脱出して入關してきた孝武帝が長安に入つたことにより、この大行台の性格は変容する。宇文

泰は孝武帝を奉迎した功績により、行台長官としての地位を兼尚書令に昇せられ、また行台内には尚書二員が置かれるなど、行台組織も増強された。これは、皇帝入関にともなう政治的・軍事的混乱から中央政府機構が機能せず、地方行政機構として設置されていた関西大行台に暫定的に行政全般を取り仕切らせるための処置であったと考えられる。またこの直後に、宇文泰は丞相に進んでいる。

大統元年（五三五）正月、西魏文帝の即位にともなう人事異動の際に、「関西」の号が外される⁽⁴⁴⁾。長安が王都となり、混乱していた尚書省等の中央行政機構が再整備されることで、王都長安を含む関西地域を統治するために、関西大行台という強力な地方行政機構を介在させる必然性が薄れたのである。しかしながら、大行台 자체は存続された。大統三年六月、宇文泰は大行台の廃止を願い出たが、やはり文帝によつて存続を命じられ、却つて行台長官としての地位を錄尚書事に昇せられた。大統四年頃までに宇文泰が王都長安を離れて華州（後の同州。現在の陝西省大荔県）に出鎮すると、大行台組織もこれに従つた。宇文泰の華州出鎮の理由として、華州が対東魏戦争の前線基地として適地であること、帝室元氏の伝統的な権威から距離をおくことなどが挙げられるが、王都から出ることは行台を帯び続ける名目を確保することにもなつた。これ以後、宇文泰は華州を拠点とし、大行台は大丞相府とともに廃帝二年（五五三）春に廃止されるまで、宇文泰政権の中枢機構として存立したのである。

大統年間における存在形態

前述の通り、永熙三年（五三四）八月の孝武帝奉迎までの関西大行台は、「出鎮」に該当するものであつた。しか

し、王都が長安に遷つたことで、関西大行台の地方行政機構としての性格が薄まり、また尚書省以下の中央政府組織が再整備されるにつれて、暫定的な中央行政政府としての存在意義も薄れた。その結果、大行台の位置付けが不明確になる。そこで大統初年以後の機能・権限等の存在形態についてまとめると、以下のようになる。

宇文泰の大行台は宇文泰の幕僚収容機構として機能し続けた⁽⁴⁶⁾。その属僚は平時には丞相府の属僚とともに政策・制度の策定に参画する存在であり⁽⁴⁷⁾、中央の尚書省がそれらの業務を全国に対して執行するという役割分担が成立していたと考えられる⁽⁴⁸⁾。諸氏のいう「実質的な政府」といった表現はこの点に関わるのだが、大行台の名によつて全國に對して行政命令が下されることはなかつたものと推定される。また、宇文泰の出征時にあつては、現地での行政を執行する存在であり、併せて丞相府とともに行軍組織の軍政にも関わつていたのである⁽⁴⁹⁾。蘇綽に代表される大行台の属僚達の活動は、状況に応じて多岐にわたつたが、令文等に規定された恒常的な職務はなかつた。宇文泰は、増え続ける子飼いの幕僚達を側近に置きつつ公的な官位を与えるために、大行台を有効に利用したのである。

地域名称を明示しなくなつたため、行台としての管轄地域は不明確である。しかしもとより特定地域の行政機構としての意味合いは稀薄で、ここから逆に、宇文泰は地理的な管轄地域を制限されずに、所在地においてその地における本来尚書省に附託すべき業務を適宜代行しえた、と措定できるだろう。本人の所在地というところがポイントで、「関西」という限定が外されたことにより、宇文泰は出征時などには、より柔軟に尚書省の権限を発動しうるようになつたのである。逆にいえば、西魏領域内全体の行政権が、常に宇文泰の大行台に帰していたのではないということでもある。

四 行台制度の再検討

西魏の行台の全体像を俯瞰した上で、改めて第一章で示した筆者の疑問点、すなわち行台と都督の関係について検討し、行台制度の理解に還元される点を示すこととする。

第二・三章で示したように、行台は様々な状況・規模で設けられたわけだが、それらは行台という单一の制度に基づいて設置されたものであり、その本質は尚書省という行政機構である。従つて、尚書省による行政と軍事との関係が問題となり、最終的に行台・都督それぞれの隣接する権限を明確に規定できれば最善である。しかしながら、行台・都督兼務者がある命令を発したとき、それが行台の権限なのか、都督の権限なのかを判断することは、実はそう容易なことではない。この問題を論じるには、尚書省制度と都督制度という二つの重要な制度の両面から再検討する必要があり、別に一稿をもうける必要があろう。そこで、本稿本章ではひとまず両者の機能は区別して考えるべきものであることを示すこととしたい。その鍵となる材料は、出鎮・出征の事例に見られた、行台長官と都督にそれぞれ別人があてがわれている事例である。

まず①趙善の事例を見てみよう。靈州で西魏政権に対抗し高歛と結ぶ動きを見せた曹泥に対して、西魏政権は永熙三年（五三四）十一月に趙貴を大都督とする討伐軍を派遣した。その際、行軍に付随する形で行台が置かれ、長官となつたのは趙善である。この両者は親類であり、趙善が趙貴の従祖兄に当たる。『周書』卷三四・趙善伝から趙善の事跡・官歴を拾い出せば、州主簿、行台左丞、都官尚書、尚書左右僕射、監著作など、文官・幕僚としての

活躍が主であり、陣頭に立つて軍を指揮した記述は見られない⁽⁵⁰⁾。一方の趙貴は、周知の通り後に所謂「八柱国」に列した有数の軍事指揮官である。ここから趙善＝行政官、趙貴＝軍事指揮官、という両者の専門の違い、役割分担が明瞭に看取され、行台と都督の性質をそのままあらわしているといつてよいだろう。出鎮の形態である⑦における長孫儕（行台）と楊忠（都督・刺史）の役割分担もまた同様である。

次に、⑨楊寬の事例を見てみよう。大統十七年（五五二）冬、対侯景の戦闘を助ける見返りとして、梁の湘東王（後の元帝）政権から漢中地域が西魏に割譲されることとなつた。梁の梁州刺史蕭循はこれを拒んだが、西魏からは漢中地域を受け取るべく達奚武を主将とする軍が漢中南鄭へと派遣された。その軍に付随して行台が設置され、達奚武の麾下に配されていた楊寬が長官に充てられた。『周書』卷二二・楊寬伝によれば、楊寬は太府卿、侍中、吏部尚書、大丞相府司馬などを歴任する一方で、軍事指揮官としての活動も少なからずあり、その活躍は文武両面にわたつている。従つて①の事例のように、個人の経験・適性から都督と行台の役割分担を測ることはできない。しかししながら、楊寬と達奚武との上下関係をみれば、当時、楊寬は驃騎大将軍であり、達奚武は大将軍であった。この時の出征でも楊寬伝には「達奚武に従い」とあり、楊寬が達奚武の指揮下にあつたことは動かし難い。指揮系統から見れば、明らかに行軍都督が行台長官の上位にいるわけである。従つて、先行研究のように、行台が都督の上位にあると見做し、一概に行台と都督を上下の関係で把握することはできないとしてよいだろう。

この二つの事例は、行台は行政機構、都督は軍事機構という前提に立ち帰る必要があることを示している。それでは、どのような関係、役割分担が成立していたのか、今一歩、踏み込んで検討してみよう。

管轄地域内における地方行政一般が、もとより管轄地域を限定された尚書省であるところの行台に帰していったことは、行台と都督それぞれの由来から明らかであろう。それでは軍事に関してはどうであろうか。第一章でも触れたとおり、軍事の運用は軍令と軍政の二系統に大別される。このうち、軍令＝軍事指揮系統の面においては行台は無関係と判断して差し支えない。例えば、尚書令の職権が軍令に及ばないことは、改めて確認するまでもないことであろう。そこでもう一方の軍政＝軍事行政系統に関してが問題となる。

都督府の長史、司馬、諸曹の參軍等の組織は軍令のみならず、軍政をも併せて司る機構であることは、その官名からも容易に推測されよう。そこで管轄地域内の軍政権もまた都督に帰し、非軍事の行政を司る行台と軍事を司る都督という明快な役割分担が立ち現れるかといふと、そうはならない。政権中央の尚書省に五兵・兵部といった全国の軍政を担当する曹があるように、行台も管轄地域内の軍政に関わることは当然あつたと考えられるからである。むしろ、出征・行軍に際して行台が設置された場合には、現地での判断で幅広い権限を執行しうる体制を整えて、軍事行動を円滑ならしめる目的があつたであろうから、行台の軍事への関わりは軽視できない。そこで例えば、徵兵、軍糧・資材の徵発といった、軍團と当地の行政組織の双方が関わるような行政事務や、監察等、本来中央の尚書省が関わつてくるような事項に関しては行台が受け持つたのではないかと推測される。

以上の検討をまとめると、行台と都督（都督某州諸軍事及び行軍都督）との関係は、都督の上位機構としての行台という関係ではなく、おおよそ行政一般を管轄する行台と軍事を管轄する都督という役割分担の関係で把握すべきである。ただし、行台が軍事に一切関わつていないとということではなく、政権中央の尚書省に五兵・兵部の曹があ

るよう、行台も管轄地域内の軍政に関わることは当然あり、行台が設置された政治的・戦略的背景に鑑みれば、行台の軍事への関わりを軽視してはならない。しかしながら、それは行台が有した行政全般の権限の一角に過ぎないこともまた銘記すべきである。

改めてこのような見方を具体的に●趙善の事例に適用してみれば、以下のようになる。すなわち、大都督趙貴は李弼・李虎等の武将を従えて戦場で軍を指揮（軍令）し、趙善の行台は同地における行政及び戦後処理として現地の人事等の統治体制を確立・再建し、また行軍組織の監察等を担当するという役割分担があり、行軍組織の軍政について不明瞭ではあるものの双方の組織が関わつたものと推定できるであろう。

軍政分野での両者の役割分担は現段階では不明確であり、本稿で結論を下すだけの準備はない。この点については、今後の課題として改めて尚書省・行台と都督の機能・職権を精査した上で検討を加えたい。しかしながら、行台の権限が軍令に及んでいないことは認められよう。軍閥化を助長するような強大な権限とは、軍事権と行政権を一者が握ることによって構成されるのであり、行台単体に軍事関連の全ての権限までが委ねられていたのではないのである。^[5] 本稿冒頭から繰り返したが、行台が本来的に尚書省であり、行政機構であることを改めて強調しておきたい。

結語——西魏の行台——

最後に西魏における行台についてまとめる。北魏末年以降、数州を跨ぐ広域地方行政機構へと変化し、東魏・北

齊へと受け継がれたとされる行台であるが、西魏におけるその存在形態は直接国政に関与した宇文泰の大行台から、管轄地域が一郡にも満たない小規模なものまで多様なものであった。対東魏前線地域の在地勢力に便宜的に附与された例や、軍事出動に伴つて設置された例のように、政治的に不安定で政権に対する帰属意識の低い地域に置かれたものが多い。在地勢力への授与事例は早いうちに姿を消し、出鎮の事例は大統末年まで確認できるものの、地域的にはかなり限定的である。出征の事例もやはり前半期に偏在する。このような設置状況から見れば、西魏において行台制度が衰退するという見解は首肯される点を含んではいるが、大統の末年にも新規に設置されている点からすれば、必ずしも行台制度を廃止しようという意志が働いていたのではないといえる。

出征の諸事例で軍事行動の終了とともに行台が廃止されたことに端的に見られるように、西魏では長期的に存在した行台はごく限られ、基本的に常置されなかつた。北魏末に常設機構と化していた行台から、臨時機構という行台の本来的な設置形態に回帰したと見ることができよう。本稿では趙肅が東道を慰労するために行台左丞を帯びた事例を、ひとまず王思政の東道行台（⑥）の属僚としたが、もしこれが新規の設置であつた場合には、これも広域地方行政機構に収斂する以前の諸形態の一つが復活したものと見ることができる。

また、出鎮とした諸事例でも、東魏・北齊のような数州を跨ぎ大軍を擁する広域行政機構としての事例（例えば東魏の侯景の事例）は見出せない。これは、東魏・北齊に比して国力で劣る西魏が、その少ない兵力を政権中央の意志のもとで集中的に運用するための体制を探つた結果でもあろう。逆に在地勢力への行台授与は、行台制度の新しい展開であつた。地方行政長官は本貫地を回避するという人事上

の原則は、魏晋以降の分裂時代にあつては空文と化していた。在地勢力に郡守県令の任免権までをも与えることは、かかる状況をさらに進めるものであったが、前線地域の勢力を取り込むために、西魏はより強い権限を付与することを餌としたのである。とはいっても、これが便宜的な措置であつたことは、在地勢力への行台授与政策が長続きしなかつたことからも明らかである。

多様な存在形態の中でもとりわけ特殊な存在が、実権者宇文泰の幕僚収容機構として政権中枢に関わった宇文泰の大行台であった。西魏では行台という一つの制度が、管轄地域と権限の大小や長官職の高低を連動させることで、柔軟に活用されたのである。ただし、西魏史を考察する上で、宇文泰の大行台を重要視するとしても、西魏の官制構造を考える上では、本来の宰相府たる丞相府との関係について検討する必要があろう。

行台の設置が減少していくのは、統治領域内各地域の安定の度合いとも関連しているだろう。すなわち、北魏末に各所で見られた容易に鎮圧しえないほどの大反乱や、中央からの独立性を強めた軍閥勢力の存在が、西魏の統治領域内には見られなくなつていつたということである。行台設置の消長は、西魏政権の統治力強化とも表裏をなしているのである。そして、西魏において最終的に行台制度という選択肢が消滅するのは、『周礼』に基づく官制への移行により、尚書制度自体が廃止されたことによるが、その後の北周で敷かれた総管制度とは間接的に繋がりが認められるであろう。

また、行台制度全体に關わる問題として、行台と都督の関係は上下ではなく、並列でどちらるべきものであることを示した。北魏末以来、行台・都督二職の兼務が一般的になつていつたとされるが、本稿で取り扱つた西魏時期

では、個々の事例を検討することによって二者による分担の事例を見出すことができ、これらによつて二職が相互補完の関係にあつたことが明らかとなつた。とはいへ、このような事例はことさらに西魏時期の行台に特徴的に見られたものではなく、行台制度の存続中には広く存在したはずであり、先行研究では見落とされていた視点であつたものと考えられる。

本稿では西魏時期における行台制度の展開と特徴を提示し、併せて行台制度に対する理解に新たな視角を提示したが、地方統治体制全般を考える上では、都督との権限の分担などでなお不明確な点を残した。他にも行台を帶びた人物の経歴や政権内での立場を検討するなどして、東魏・北齊のそれとのより広汎な比較を試みれば、改めて西魏の行台や統治階層の特質が立ち現れてくることもあるだろう。これら今後の課題があることを示した上で、ひとまず擱筆する。

註

(1) 嚴「一九九〇」、下冊、第十二章「魏末北齊地方行台」

(一九六三年初出)。

(2) 本稿では、宇文泰が西遷入閼した孝武帝を奉迎した時

を西魏政権の起点とする。孝武帝入閼前後の出来事の日付

は、史料毎に違ひがある。『周書』卷一・文帝紀上・七月

丁未条には「帝遂從洛陽率輕騎入關、太祖備儀衛奉迎、謁見東陽驛」とあり、七月中に奉迎まで至つたように記され

るが、「資治通鑑」卷一五六では七月中旬に潼關まで至り、奉迎は八月に含める。この時期の事象については、移動時間などを踏まえている後者の整理に従う。

(3) 古賀「一九七九」所掲の「行台長官の尚書官及び兼任職官」表に拠れば、西魏は二二年間に二六件、東魏は一五年間に三二件。

(4) 古賀「一九七七」、一〇六頁。

(5) 谷川「一九九八」、補編第三章「府兵制国家と府兵制」

(一九八六年初出)、四一二頁。

(6) 宇文泰の大行台が永熙末年から大統年間を通じて継続的に存在し、その機構・人員が政権運営上、極めて重要な役割を果たしていたことは、西魏・北周史の総合的研究である Pearce 「一九八七」や呂「二〇〇二」、また魏晉南北朝期の霸府に関する陶「二〇〇七」などでも前提とされてきた。しかしながら、本文中で引いた「実際上」「実質」といった語を導くための論証が一切なされてこなかつた点に、大きな問題を残していた。筆者は既に前島「二〇〇八」によつて若干の私見を示しているので、詳細についてはそちらを参照されたい。それを踏まえた上で、宇文泰の大行台の沿革・機能の変遷については、本稿第三章でその概略をまとめた。

(7) 古賀「一九七九」の分類による。

(8) 蔡「一九七七」が行台の権限の第一として「隨機訪討」を挙げる。

(9) 当時の都督には征討都督・州鎮都督と呼ばれる職としての都督と、軍人の位階としての都督がある。本稿では前者を対象とする。

(10) 蔡「一九七七」、一二九頁。

(11) 牟「一九九〇」、八四頁。

(12) 牟「一九九〇」。

(13) 古賀「一九七四」では賑給黜陟・外寇・内乱（刺史城人・異民族）・迎接降款・重鎮・経略・親征・その他に分類される。

(14) 北魏朝廷が設置した行台は、建前上は北魏皇帝の控制下にある。従つて、孝武帝が入閥して以降、東魏孝静帝が即位する同年十月までの間、関西のみならず山東・河北等の地域に既に設置されていた行台は全て「孝武帝の控制下にある」とも見做しうるが、本稿ではそれらの中で、西魏政権に対して恭順の意を表明をするなどの具体的な行動が確認された事例のみを採用した。他にも例えば閻中地域と秦嶺山脈を挟んで接する漢中地域に元子礼の行台があつたが、西魏政権の控制下にあつたかは不明なので除外した（『梁書』卷三一・蘭欽伝、前島「二〇〇二-b」）。

(15) 原文。「孝武西入・改封馮翊郡公・授行臺尚書・潼關大都督。」

(16) 『資治通鑑』卷一五八・大同四年八月条。

(17) 『資治通鑑』卷一五八・大同四年八月条。

(18) 『周書』卷三七・趙肅伝に、「七年、加鎮南將軍・金紫光祿大夫・都督、仍別駕。領所部義徒、據守大塢。又兼行臺左丞、東道慰勞」とある。ただし、史料ではそれまでに

趙肅が行台に属した記事ではなく、慰労に出るのに際して行台左丞を帯びることとなつたと読みとれる。その場合、それまで行台の主席属僚たる左丞の席が空いていたこととなり、若干の不自然さが残る。或いは、巡察慰労を目的とした新規の行台設置であつたのかもしれない。その場合、それまでに王思政の東道行台は廃止されていた可能性も考えられる。

(19) 永熙三年末、荊州奪回を目指した独孤信派遣（出征②）が失敗に終わつて後しばらくの間、荊州は東魏の統治下にあつた。大統三～四年にかけての洛陽附近での攻防の際には、荊州地域でも一進一退があり、四年十二月、西魏の趙剛が広州（魯陽）を攻め取つたのを機に、「自襄・廣以西城鎮復内屬（『周書』卷二・文帝紀下・大統四年十二月条）」となり、荊州地域は西魏の統治下に復してゐた。

(20) 長孫儕の荊州赴任時期は、『庾子山集注』卷一三・碑・

「周柱國大將軍長孫儕神道碑」に基づく。王思政が潁川に出征した後、長孫儕の赴任までの二年弱の間は、賀蘭祥が都督三荆南雍平信江隨二郢淅十二州諸軍事・荊州刺史として当地に赴任しているが、行台の設置は確認できない。この時期には当地が対東魏の最前線ではなくなつてゐるこ

とが、行台不設置と関連していると考えられる。

(21) 古賀「一九七四」。東南道行台の位置付けについては、前島「二〇〇二-a」参照。

(22) 牟「一九九〇」、五一頁。

(23) 前島「二〇〇一-a」。

(24) 原文。「賊帥梁企定、有據河州作亂。太祖、以本官兼尚書左僕射、爲隴右行臺、總兵以擊之。」

(25) 『周書』卷四九・異域上・宕昌羌伝に拠れば、梁企定と西魏政権との戦闘は、大統元年に趙貴が出動したものと（出征④）、大統七年に独孤信が出動したものの二例があり、その他の列伝などに見える戦役はこの二例のどちらかに該当する。李虎の事跡については前島「二〇〇七」参照。

(26) 原文。「克潁州、擒寶炬大將軍・尚書左僕射・東道大行臺・太原郡開國公王思政、潁州刺史皇甫僧顯等、及戰士一萬餘人、男女數萬口」。

(27) 『周書』卷一八・王思政伝。

(28) 引用した『魏書』孝靜帝紀のほかに、『周書』卷一六・史臣曰条、宋忻及妻韋氏墓誌銘（羅・叶「二〇〇五」・一三八）。西魏官制上での大將軍の変質については前島「一九九九」参照。

(29) 『周書』卷四三・李延孫伝、「每以荊清伊・洛爲己任」。

(30) 原文。「大統初、加開府儀同三司・兼尚書右僕射、進

爵上洛郡公、增邑通前千戶」。

(31) 同伝には「幸逢聖運、位亞臺司」ともある。中央尚書省の右僕射であれば「亞」という表現にはなるまい。

(32) 洛陽北方の黄河の渡し場。『読史方輿紀要』卷四八・

河南府・孟津県・馬渚条。

(33) 原文。「屬馬渚諸楊云有小船數艘、求爲鄉導」。

(34) 原文。「元顥入洛 孝莊欲往晉陽就爾朱榮、詔擣其宗人收船馬渚」。

(35) 楊欽の本貫は本伝によれば正平・高涼で、汾水が黄河に向けて西流する地域であるから、当地の出身ではない。いつ頃から当地に楊氏が根付いたのかは明らかでない。

(36) 古賀「一九七四」、六三二頁。ただし、『元和姓纂』卷一・宮氏条には「虞大夫之裔後。殷中御史志揮。今、有河東

宮氏。大曆中、侍御史宮頃、或云恆州人也」とあり、また

宮氏に関連する墓誌銘等を瞥見しても、現段階で陝州陝県と直接結びつく史料は見出せていない。なお、『資治通鑑』卷一五八・大同六年五月乙酉条は宮元慶を宮延慶にする。宮延和とより近い間柄であることが想像されるが、いずれが正しいかは判断がつかない。

(37) 窪添「二〇〇三」、第十章「魏晋南北朝における地方官の本籍地任用について」（一九七四年初出）。

(38) 『周書』卷三三・趙剛伝、「時河南城邑、一彼一此」。

特に行台には言及してはいないが、東西両魏抗争の場としての河東地域に注目し、両政権が当地の在地勢力を取り込んでいく様子を論じた研究として宋「二〇〇六」がある。

(39) 前掲註(19)参照。

(40) 原文。「十二月、魏行臺楊白駒與東魏陽州刺史段榮戰於蓼塢、魏師敗績」。

(41) 『北齊書』卷一・神武紀下・武定四年十一月己卯条、「景專制河南十四年矣」。

(42) 宇文泰の関西大行台設置については、『周書』卷一・文帝紀上では、四月から七月の間のかなりの長文の中で記述しているため時期が判然としない。ここでは『資治通鑑』の整理に従い六月としておく。

(43) 本稿での「在地」分類とは規模や政権全体への影響力に大きな差はあるが、本質的には同じともいえる。

(44) 氣賀沢「一九九九」、第二章「丁兵制の性格とその展開」（一九八七年初出）が、大統年間に「関西」が外されたことに言及する。筆者のいくつかの旧稿も含めて大方の研究は、大統年間以後についても「関西大行台」と表記しており、これは特に「関西」と冠せずとも「大行台」とあればそれは宇文泰の関西大行台のことであり、「関西」は

省略されているのだと判断してきたものと思われる。その中で、古賀氏の一連の論稿は「宇文泰の大行台」と慎重な表記を探られている。

(45) 谷川「一九九八」、補編第二章「両魏齊周時代の霸府と王都」（一九八八年初出）。

(46) 宇文泰の大行台に所属した人物については、前島「二〇〇八」参照。

(47) 最も顕著な例として、大行台左丞蘇綽が、「文案程式、朱出墨入、及計帳戸籍之法」を制している（『周書』卷二・蘇綽伝）。

(48) 大統年間において、尚書省は全くの形骸化することなく、中央行政機構として機能している。『周書』卷二二・周惠達伝、同三二・唐瑾伝、同三七・李彥伝等参照。

(49) 例えば大行台尚書蘇亮が、丞相府属僚の左長史長孫儕・右長史鄭孝穆・司馬楊寬等とともに行軍組織の衆務を分掌している（『周書』卷三五・鄭孝穆伝）。

(50) 趙善は官位としての都督・將軍号も帶びてはいるが、

これは当時の高級官僚としては至極通常のことである。

(51) 第一章で先行研究に基づいて列挙した行台の権限に「軍の節度」があるが、「節度」には軍令の範疇に含まれるものも多分にあると考えられるので、再考の余地がある。

参考文献
窪添「一〇〇三」・窪添慶文『魏晋南北朝官僚制研究』、汲古書院。

氣賀沢「一九九九」・氣賀沢保規『府兵制の研究』、同朋舎。
古賀「一九七四」・古賀昭岑「北朝の行台について」（1）、
『九州大学東洋史論集』三。

古賀「一九七七」・古賀昭岑「北朝の行台について」（2）、
『九州大学東洋史論集』五。

古賀「一九七九」・古賀昭岑「北朝の行台について」（3）、
『九州大学東洋史論集』七。

谷川「一九九八」・谷川道雄『増補隋唐帝國形成史論』、筑摩書房。

前島「一九九九」・前島佳孝「西魏・八柱国の序列について—唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例—」、『史学雑誌』一〇八一八。

前島「二〇〇二-a」・前島佳孝「賀拔勝の経歴と活動—西魏前半期の対梁外交と関連して—」、『東方学』一〇三。

前島「二〇〇二-b」・前島佳孝「西魏・蕭梁通交の成立—大統初年漢中をめぐる抗争の顛末—」、『アジア史研究』二二六。

前島「二〇〇七」・前島佳孝「李虎の事跡とその史料」、『人文研紀要』（中央大学）六一。

前島 [一〇〇八]：前島佳孝「西魏宇文泰の大行台について」、

中央大学東洋史学研究室編『池田雄一教授古稀記念アジア
史論叢（アジア史研究）三二』、白東史学会。

嚴 [一九九〇]：嚴耕望『中国地方行政制度史』乙部 魏晉

南北朝地方行政制度、中央研究院歴史語言研究所。

蔡 [一九七七]：蔡学海「北朝行台制度」、『国立台湾師範大
学歴史学報』五。

宋 [一〇〇六]：宋傑『兩魏周齊戰爭中的河東』、中国社会科
学出版社。

陶 [一〇〇七]：陶賢都『魏晋南北朝霸府与霸府政治研究』、

湖南人民出版社。

牟 [一九九〇]：牟發松「北朝行台地方官化考略」、『文史』
一一一。

羅・叶 [一〇〇五]：羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』、
中華書局。

呂 [一〇〇一]：呂春盛『閼闌集團的權力結構演變—西魏北
周政治史研究』、稻鄉出版社。

Pearce [一九八七]：Scott Anthony Pearce, *The Yu-Wen Regime
in Sixth-Century China*, Princeton Univ.